

令和 6 年度

足立区任期付職員
採用選考案内

【債権支援担当係長】

令和 7 年 3 月 17 日

足 立 区

1 職務内容、採用予定数等

職務の級	職務内容	採用 予定数	勤務場所
課長補佐 級	① 区が抱える非強制徴収債権の事案調査及び処理方針案の策定に関すること。 ② 区が所有する債権の収納対策に係る相談・支援に関すること。	1 名	足立区役所本庁舎 足立区中央本町 1-17-1 ※敷地内禁煙

※本職務の概要と求める人材について

足立区では、令和2年度に税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料（以下、「強制徴収債権」という。）をはじめ、その他私債権等（以下、「非強制徴収債権」という。）の収納率向上を推進する専管組織である特別収納対策課を設置し、様々な収納・滞納整理対策や人材育成を行ってきました。

その結果、主に強制徴収債権の高額滞納や長期滞納といった困難事案の解消が進み、令和5年度における区債権の収入未済額は令和2年度と比べて約23億円減少しました。

一方で、非強制徴収債権については、これまで担当部署に対して相談及び支援を行ってきましたが、担当部署では他業務との兼ね合いから滞納整理に係る専任の担当者がいないことなどにより未納解消に繋がる抜本的な支援には至っておらず、全庁的な事務処理の統一化及び効率化も図られておりません。

区にとって自主財源の確保は恒常的な課題であり、更なる収納率向上及び未済額の圧縮を将来に渡って推進するためには、非強制徴収債権に対する一歩踏み込んだ直接的な支援及び人材育成が必要です。

これらの課題を解決していくため、足立区では令和7年度から特別収納対策課内に非強制徴収債権の審理等を行う債権支援担当係長を設置し、全庁で抱える非強制徴収債権の事案調査及び処理方針案の策定や更なる人材育成等に取り組んでいきます。

当該業務で取扱う非強制徴収債権は多種多様であり、徴収根拠となる関係法令も債権ごとに異なります。高度な法解釈能力が必要とされ、全庁の滞納整理を効率よく進めていくには、幅広い知識と豊富な経験、迅速かつ的確な判断力及び調整力を備えた、各所管課職員を牽引できる現場のリーダー的人材が必要となります。

そのため、滞納整理の幅広い知識と豊富な経験を有し、且つ強力なリーダーシップを持つとともに、的確な判断及び指揮をすることができ、特に国や地方公共団体における税の徴収・滞納整理の経験が豊富な人材を任期付職員として採用します。

2 受験資格

以下の(1)から(6)の条件をすべて満たしていること。

- (1) 日本国籍を有していること
- (2) 現に足立区の常勤職員ではない者（但し、教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員等は除く）
- (3) 地方公務員法等で選考を受けることができない者に該当しないこと
- (4) 国又は地方公共団体において債権の徴収に関する事務に10年以上従事した経験を有する者
- (5) 国又は地方公共団体において係長職以上の経歴を10年以上有する者
- (6) 大学卒業後の事務又は技術の従事歴が17年以上ある者（ただし、短大2卒の場合は事務又は技術の従事歴が19年以上、短大3卒の場合は事務又は技術の従事歴が18年以上、高卒の場合は事務又は技術の従事歴が21年以上とする）

※ (3)については、以下をご確認ください。

※ 年齢・性別は、問いません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

3 任期

令和7年8月1日から令和12年3月31日まで（4年8カ月）

4 選考方法

- (1) 第一次選考（受験資格を満たし、受験票持参の方）

実施日時	令和7年4月23日（水）
場所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町1-17-1） 12階会議室
方法	論文試験（課題式：1,500字程度 表現力、論理性、独創性等を問います） ※足立区において想定される収納対策や滞納対策における取組み（課題と対応策）及び徴収職員の育成に関する内容を書いていただきます。 ※正式なテーマは、当日会場で発表します。

結果発表 令和7年4月下旬予定

※ 合否にかかわらず、受験者全員に結果を通知します。

(2) 第二次選考

面接

実施日	令和7年5月上旬（予定）
場所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町 1-17-1）
方法	口頭試問 約30分程度

※ 詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

5 採用候補者発表

結果発表 令和7年5月中旬（予定）

※ 合否にかかわらず、受験者全員に結果を通知します。

※ 後日行われる、特別区人事委員会の承認をもって最終合格となります。

6 申込手続

(1) 提出書類

- ① 採用選考申込書（足立区ホームページからダウンロードできます。）
- ② 履歴書（市販のもので可） 必ず写真貼付のこと
- ③ 職務経歴書（「2 受験資格」の(4)～(6)がわかるような記載をしてください。）

※ 提出していただいた書類は返却いたしません。

※ 書類は今回の選考のみに使用し、その他の目的には利用しません。

(2) 申込方法等

① 申込書記入による方法

所定の申込書（足立区ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、申し込んでください。

	郵送	持参
申込方法	封筒表面に「採用選考（債権支援担当係長）申込書在中」と赤字で明記し、 <u>簡易書留により</u> 郵送してください。なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。	下記申込先の窓口にて、申し込んでください。
申込期間	令和7年3月17日（月）～令和7年4月11日（金）	
	令和7年4月11日（金）必着	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで
申込先	〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1 足立区総務部人事課人事係（南館 10 階）	

② インターネットによる方法

申込方法	下記アドレス（足立区オンライン申請システムのホームページ）へアクセスし、利用者登録を行った後、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。 ※ 足立区オンライン申請システム https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3203
申込期間	令和7年3月17日（月）午前9時～令和7年4月11日（金）午後5時まで（期間内受信有効）

※ インターネットによる申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（申請到達）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。なお、システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

また、合否の結果については、全て郵送により通知します。

(3) 受験票の交付

受験票は申込締め切り後に郵送します。なお、令和7年4月21日（月）までに届かない場合は、前記申込先あてに照会してください。

個人情報の取扱については、足立区個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

7 勤務条件

(1) 給与

月額 約 38 万 8,560 円（地域手当 20%を含みます。）※令和7年3月1日現在

初任給は年齢、採用までの職務経験などに応じて、足立区職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則に基づき決定します。

その他条例に基づき、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

なお、採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

(2) 勤務日・勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分、月曜日から金曜日の週38時間45分勤務。

(3) 休暇等

原則として、年間20日（採用月によって付与日数が異なります）の年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。

(4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。

ただし、任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありません。

◎ この選考に関するお問い合わせ

総務部人事課人事係 Tel03-3880-5831(直通)

任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項に基づき、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員とほぼ同様のものです。